

# 互助制度加入者が 退職したときの記入例



退職者の加入状況により手続きが4つに分かれます！

1. 互助制度の脱退となる場合（50歳未満および保険料積立期間満了前）
2. 退職会員になる場合（定年退職および60歳以上）
3. 退職会員になるまで待機期間がある場合（50歳以上59歳以下）
4. 退職会員になるまでの待機期間中も医療費給付を受ける場合 ※保険料納付で60歳まで継続  
(3.を満たしている55歳以上)

## 1. 互助制度の脱退となる場合（50歳未満および保険料積立期間満了前の退職者）

- ① 保険料積立期間(20年間)を満了していない場合。  
ただし、互助任継会員資格条件に関する経過措置に該当しない場合。P21参照
- ② 会員が死亡した場合。(保険料積立期間を満了する前に死亡退職となった場合)
- ③ 保険料積立期間を満了しているが会員が互助制度脱退を申し出た場合。

### 提出書類

- ・「脱退届」(様式No.02-010)

脱退届の該当項目2~3に○印を提出ください。脱退処理後、保険料積立金が返還されます。

### 脱退届記入例

脱 退 届	
一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿	記入日 〇年 3 月 1 日
下記のとおり貴連盟を脱退いたします。	
【退職互助制度加入者記入欄】 次の1から4のいずれか1つに○印	
会員資格を 取得する	1. 退職互助制度の会員資格を取得するため「資格取得申請書」を提出します。(様式No.02-020)
制度を 脱退する	2. <input checked="" type="radio"/> 保険料積立期間を満了していないため保険料を返還請求します。
	3. <input type="radio"/> 会員死亡のため保険料を返還請求します。
	4. <input type="radio"/> 積立期間を満了しているが任意脱退するので保険料を返還請求します。

## 2. 退職会員になる場合（定年退職および60歳以上）

### 「退職会員」資格取得条件

①定年(満60才以上)退職し、保険料積立期間20年を満了しているので資格を取得する。

資格取得申請書 1. (1)

②不足一時保険料を納付し資格を取得する。

(定年退職および満60歳以上で保険料積立期間20年を満了していない場合)

不足一時保険料算定方法

退職時標準給与×1.0%×不足積立月数

常勤役員の場合は、退任時(満60才以上)に不足一時保険料を納付し資格取得できます。

資格取得申請書 1. (2)

③会員死亡により遺族配偶者会員の資格を取得する。

(保険料積立期間を満了し死亡退職した場合、遺族配偶者の年齢は問いません)

資格取得申請書 1. (3)

### 提出書類

- 「退職役職員互助制度 資格取得申請書」(No.02-020)

退職月の翌月の10日までに「脱退届」(No.02-010)と同時に提出します。

「1. 定年退職および満60歳以上…」(1)~(3)の該当箇所に印をし、提出してください。

### 申請書記入例

#### 退職役職員互助制度 資格取得申請書

記入日 令和 〇年 3月 1日

一般社団法人

岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿

下記のとおり貴連盟を脱退いたしますので、退職役職員互助制度の資格取得申請をいたします。

退職時の年齢により下記の1.2.のいずれかを選択し記入下さい。

1.定年退職および満60歳以上(待機期間なしで退職会員となり医療費給付が受けられます)※死亡退職50歳以上

下記のいずれか1つに印して下さい。

(1) 保険料積立期間を満了し退職会員資格を取得します。

(2) 不足一時保険料を納付し退職会員資格を取得します。

不足一時保険料

円

(3) 会員死亡により遺族配偶者会員の資格を取得します。(※保険料積立期間を満了し死亡退職の場合)

- 退職処理後に資格通知をご自宅へ送付いたします。(退職月の翌月末)

### 3. 退職会員になるまで待機期間がある場合（50歳以上59歳以下）

#### 「互助任意継続会員」資格取得条件（60歳までの待機期間の資格）

①保険料積立期間20年を満了しているので60歳まで待機し退職会員資格を取得する。

資格取得申請書2. (1)へ☑

②経過措置該当のため不足一時保険料を納付し60歳まで待機し退職会員資格を取得する。

資格取得申請書2. (2)へ☑

#### ※ 経過措置該当者条件

・平成19年7月31日現在、互助制度に加入している。

該当者 生年月日	平成19年7月31日 現在の年齢	退職時の保険料 納付期間	令和5年7月31日 現在の年齢
S38.8～S39.7	満43才	17年以上	満59才
S39.8～S40.7	満42才	18年以上	満58才
S40.8～S41.7	満41才	19年以上	満57才

#### 提出書類

- 「退職役職員互助制度 資格取得申請書」（コードNo.02-020）  
退職月の翌月の10日までに「脱退届」（コードNo.02-010）と同時に提出します。  
「2. 50歳以上59歳以下…」(1)～(2)の該当項目に☑印をし提出してください。

### 申請書記入例

#### 退職役職員互助制度 資格取得申請書

2. 50歳以上59歳以下(60歳まで待機し、60歳の誕生日で退職会員となり医療任意継続会員資格取得) 不足一時保険料がある場合は記入

下記のいずれか1つに☑印して下さい。

<input type="checkbox"/> (1) 保険料積立期間を満了し任意継続会員資格を取得します。
<input checked="" type="checkbox"/> (2) 不足一時保険料を納付し任意継続会員資格を取得します。 (互助任意会員資格取得に関する経過措置に該当のため)

不足一時保険料	<b>85,680</b>	円
---------	---------------	---

上記2. を満たし55歳以上(60歳まで現職会員の医療給付を受けられます)

下記を申込み場合☑印して下さい。

<input type="checkbox"/> 60歳までの保険料を支払い、現職会員医療保険を申込みます。(医療任意継続会員資格を取得します。)
---

医療任意継続会員保険料	円
-------------	---

上記申請（請求）は、事実と相違ないことを認めます。

令和 0 年 3 月 5 日

保険料入金予定日
令和 <u>0</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日

**保険料入金予定日を記入し**

**退職後1ヵ月以内にお振込みください。**

**※退職金等から控除し団体で送金することをお勧めします。**

- 退職処理後（保険料の納入のある場合は入金確認後）

退職者の自宅へ互助任意継続会員の資格通知を送付いたします。（退職月の翌月末）

4. 退職会員になるまでの待機期間中も医療費給付を受ける場合 ※保険料納付で60歳まで継続  
(3.を満たしている55歳以上)

「医療任意継続会員」資格取得条件（待機期間も医療費給付を受ける任意継続会員資格）

①保険料積立期間20年を満了しているので任意継続会員資格を取得する。

資格取得申請書2.(1)へ☑

②経過措置該当のため不足一時保険料を納付し任意継続会員資格を取得する。

資格取得申請書2.(2)へ☑ ※経過措置該当者条件 前ページ参照

③60歳までの保険料を支払い、任意継続期間の現職会員医療保険を申込む。

資格取得申請書2.の下段「上記2.を満たし55歳以上…」に☑

医療任意継続保険料算定方法

退職時標準給与×1.2%×任意継続期間月数

提出書類

・「退職役職員互助制度 資格取得申請書」（様式No.02-020）

退職月の翌月の10日までに「脱退届」（コードNo.02-010）と同時に提出します。

「2.50歳以上59歳以下…」(1)～(2)と「上記2.を満たし55歳以上…」の該当項目に

☑印をし提出してください。

**申請書記入例**

**退職役職員互助制度 資格取得申請書**

記入日 令和 〇年 3 月 1 日

一般社団法人  
岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿

下記のとおり貴連盟を脱退いたしますので、退職役職員互助制度の資格取得申請をいたします。  
退職会員医療保険のご契約に際し、【重要事項説明書】により内容をご確認のうえお申込みください。

**2.50歳以上59歳以下(60歳まで待機し、60歳の誕生日で退職会員となり医療費給付が受けられます)**

下記のいずれか1つに☑印して下さい。

(1) 保険料積立期間を満了し任意継続会員資格を取得します。

(2) 不足一時保険料を納付し任意継続会員資格を取得します。  
(互助任意会員資格取得に関する経過措置に該当のため)

不足一時保険料 \_\_\_\_\_ 円

**上記2.を満たし55歳以上(60歳まで現職会員の医療給付を受けられます)**

下記を申込む場合☑印して下さい。

60歳までの保険料を支払い、現職会員医療保険を申込みます。(医療任意継続会員資格を取得します。)

医療任意継続会員保険料 **153,180** 円

上記申請（請求）は、事実と相違ないことを認めます。

令和 〇年 3 月 5 日

保険料入金予定日  
令和 〇年 3 月 31 日

**保険料入金日を記入し  
退職後1ヵ月以内にお振込みください。  
※退職金等から控除し団体で送金することをお勧めします。**

保険料の振込先  
岩手県信連 本所 普通 0000194  
シヤ)イワケンノウリンギョギョウダクンタイヤクシヨクインレンメイ  
(一社)岩手県農林漁業団体役職員連盟

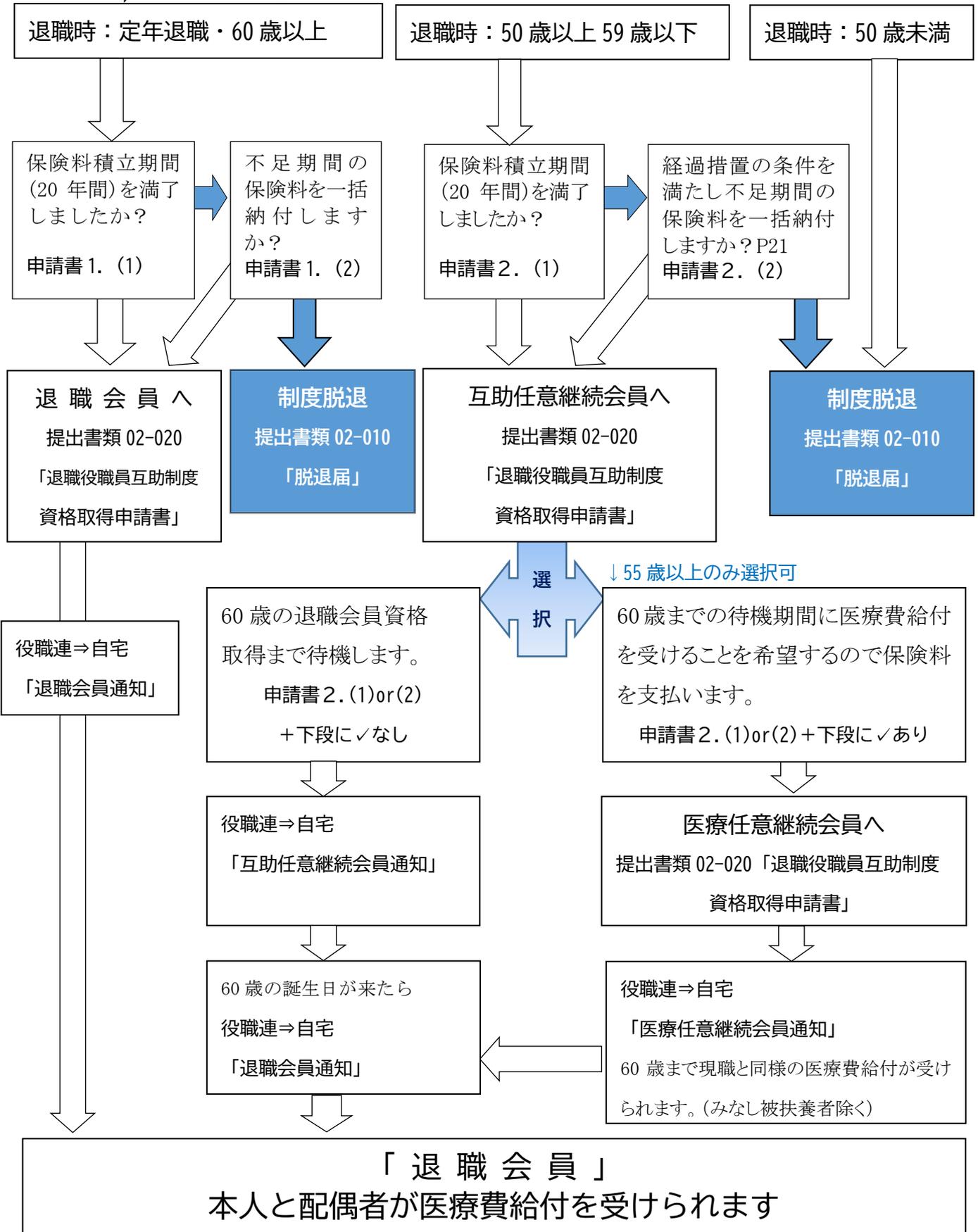
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

・退職処理後（保険料の入金確認後）

退職者の自宅へ医療任意継続会員の資格通知を送付いたします。（退職月の翌月末）

# 退職互助制度のフローチャート

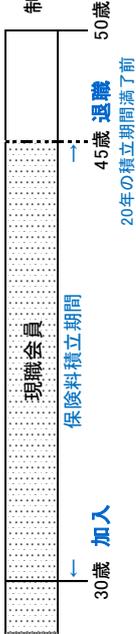
はい いいえ



## 退職互助制度 退職パターン別 年齢表例

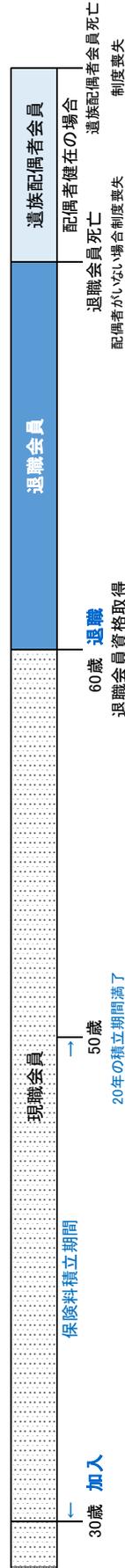
### 1. 互助制度の脱退となる場合（50歳未満および保険料積立期間満了前）

例：30歳で互助加入し45歳で退職した場合

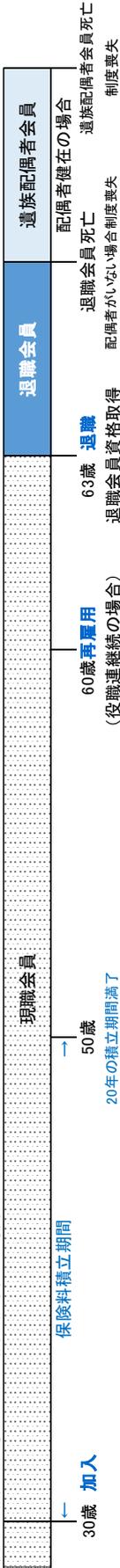


### 2. 退職会員になる場合（定年退職および60歳以上）

例：30歳で互助加入し60歳で退職した場合



例：30歳で互助加入し63歳で退職した場合



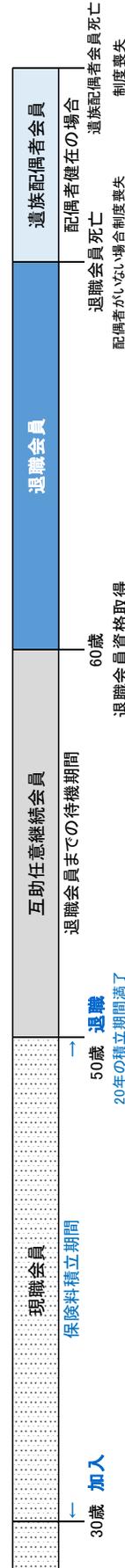
### 2. (2) 会員死亡により遺族配偶者会員となる場合（保険料積立期間満了の現職会員が死亡した場合）

例：30歳で互助加入し51歳で死亡退職し配偶者が遺族配偶者会員の資格を取得する場合



### 3. 退職会員になるまで待機期間がある場合（50歳以上59歳以下）

例：30歳で互助加入し50歳で退職した場合



### 4. 退職会員になるまでの待機期間中も医療費給付を受ける場合 ※保険料納付で60歳まで継続（上記3.を満たしている55歳以上）

例：30歳で互助加入し55歳で退職し、待機期間も医療給付を受ける場合

